

近くの会場でお早めに

所得税・町民税・道民税の 申告相談がはじまります

2月17日(月)
▼
3月13日(木)

本申告は、令和6年分の所得税額および令和7年度の町道民税額を決定する重要な申告です。都合のよい会場で忘れずに行ってください。所得税の確定申告をされた場合は、町道民税の申告の必要はありません。

【申告が必要な方】

令和7年1月1日現在、町内に在住し、次のいずれかに該当する方

① 給与所得または公的年金等の所得以外の所得（事業・不動産・一時所得など）がある方

② 給与所得のみの方で、所得から所得控除を差し引くと残額があり、税金が源泉徴収されていない方、または源泉徴収されている税金があり年末調整をされていない方

③ 公的年金等の所得のみで、所得から所得控除を差し引くと残額がある方

④ 国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者（加入者の申告により適正な保

険税等の算出をします。無収入の方や障害年金、遺族年金等の非課税年金のみを受給されている方でも申告をしなければ、保険税等の算出に影響を及ぼすことがありますので、忘れずに申告をお願いします。

※詳しくは4ページに掲載のフロー図を確認ください。

【申告書にマイナンバーの記載が必要です】

申告をする際に、申告をする方や扶養親族の方のマイナンバーの記載が必要です。

【申告に必要なもの】

・収入がわかる書類（給与や年金の源泉徴収票、収支内訳書など）

・所得控除に関する書類（国民年金保険料の控除証明書や領収書、小規模企業共済掛金等の控除証明書、生命保険料や個人年金の控除証明書、地震保険料や旧長期損害保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金の領収書、障害者手帳など）

・申告者本人の「本人確認書類」

・前年の申告書控え（ある場合）

・所得税が納付になった際に口座振替を希望される方は、通帳登録印

※八雲税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は忘れずに持参してください。

※外交員報酬や講師報酬など、源泉徴収されているものについても町道民税の申告が必要です。

【還付申告について】

確定申告が必要ない方でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている、または年末調整による所得税の精算後、新たに所得控除を受ける場合は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。本人名義の口座番号の分かるものを持参ください。

なお、還付申告は既に八雲税務署で受け付けています。

【役場では受付できません(申告)】

次のいずれかに該当される方は、高度な専門知識が必要であること、また他の方の待ち時間が大幅に増加することから、八雲税務署で確定申告を行ってください。

・譲渡所得（土地や建物、株式などの譲渡）がある方
・新規の住宅借入金など（住宅ローン控除）がある方
・青色申告の方
・消費税、相続税、贈与税の

申告をする方
※その他、相談内容が複雑な場合は、税務署での申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。

申告で使用する 本人確認書類

申告書を提出する際は申告者の本人確認が必要です。本人確認はマイナンバーの確認と身元確認で行います。それぞれの確認に必要な書類を表にまとめましたので、確認のうえ準備をお願いします。

本人確認書類						
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード					
マイナンバーカードをお持ちでない方	① 番号確認書類および②身元確認書類					
	<table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類</td> <td>・通知カード(※) ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td>・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ</td> </tr> </table>	① 番号確認書類	・通知カード(※) ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ	+		② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
① 番号確認書類	・通知カード(※) ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)などのうち、いずれか1つ					
+						
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード などのうち、いずれか1つ					

※「通知カード」は令和2年5月に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。